

# 令和 7 年第 7 回石垣市議会定例会(12 月)

## 提出議案概要

条例	11 件
補正予算	7 件
その他	14 件
承認	1 件
報告	2 件
<hr/>	
計	35 件

石垣市

## 目次

(頁)

### 条例 11 件

#### 企画部

議案第 76 号 石垣市職員定数条例の一部を改正する条例…………… (1)

#### 市民保健部

議案第 77 号 石垣市手数料徴収条例の特例に関する条例…………… (1)

#### こども未来局

議案第 78 号 石垣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (1)

議案第 79 号 石垣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 (2)

議案第 80 号 石垣市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (2)

議案第 81 号 石垣市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例 (2)

議案第 107 号 石垣市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (2)

#### 建設部

議案第 82 号 石垣市下水道条例の一部を改正する条例…………… (3)

議案第 83 号 石垣市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例 (5)

#### 水道部

議案第 84 号 石垣市水道事業給水条例の一部を改正する条例…………… (6)

#### 消防本部

議案第 85 号 石垣市火災予防条例の一部を改正する条例…………… (7)

### 補正予算 7 件

#### 総務部

議案第 86 号 令和 7 年度石垣市一般会計補正予算(第 7 号)…………… (8)

#### 市民保健部

議案第 87 号 令和 7 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号) (8)

議案第 88 号 令和 7 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号) (8)

#### 福祉部

議案第 89 号 令和 7 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号) (9)

#### 建設部

議案第 90 号 令和 7 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 3 号) (9)

議案第 91 号 令和 7 年度石垣市下水道事業会計補正予算(第 1 号) (9)

#### 水道部

議案第 92 号 令和 7 年度石垣市水道事業会計補正予算(第 3 号) (10)

その他 14 件

企画部

- 議案第 93 号 公用車による散水栓カバーの破損事故に関する和解等について（追認） ..... (10)

福祉部

- 議案第 94 号 石垣市老人福祉センター指定管理者の指定について ..... (11)

農林水産商工部

- 議案第 95 号 石垣市民の森指定管理者の指定について ..... (11)

- 議案第 96 号 石垣市生乳加工処理施設指定管理者の指定について ..... (11)

- 議案第 97 号 農業基盤整備促進事業（川平地区）の計画変更について ..... (11)

- 議案第 98 号 農業基盤整備促進事業（大野地区）の計画変更について ..... (11)

- 議案第 99 号 石垣市伝統工芸館指定管理者の指定について ..... (11)

- 議案第 100 号 石垣市公設市場指定管理者の指定について ..... (11)

建設部

- 議案第 101 号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について ..... (12)  
[ロートスタジアム石垣屋根新設工事]

- 議案第 102 号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について ..... (12)  
[クルーズターミナル新築工事（建築 3 工区）]

- 議案第 103 号 明石パラワールド指定管理者の指定について ..... (12)

- 議案第 104 号 石垣市観光施設指定管理者の指定について ..... (12)

- 議案第 105 号 伊野田キャンプ場指定管理者の指定について ..... (12)

教育部

- 議案第 106 号 大濱信泉記念館指定管理者の指定について ..... (12)

承認 1 件

総務部

- 承認第 7 号 専決処分の承認について ..... (13)  
[令和 7 年度石垣市一般会計補正予算（第 6 号）]

報告 2 件

総務部

- 報告第 20 号 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の修正について ..... (14)

教育部

- 報告第 21 号 専決処分の報告について ..... (14)

## 条例 11 件

### 企画部

件名	概要
議案第 76 号 石垣市職員定数条例の一部を改正する条例 企画政策課	<p>幼保連携型認定こども園の開園に伴う幼稚園の閉園により、幼稚園教諭を教育機関から市長部局へ移行させるため、所要の減員及び増員を行うとともに、救急業務体制の強化・改善を目的として、消防機関の職員の増員を行うため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>市長部局の職員 399 人⇒401 人 (2 人増) 教育委員会の職員 84 人⇒ 82 人 (2 人減) 消防機関の職員 70 人⇒ 72 人 (2 人増)</p> <p>施行日 令和 8 年 4 月 1 日</p>

### 市民保健部

件名	概要
議案第 77 号 石垣市手数料徴収条例の特例に関する条例 市民課	<p>証明書コンビニ交付の利用促進を目的とし、多機能端末機から発行する行政証明書の手数料を変更するため、条例を制定する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>多機能端末機から次に掲げる行政証明書の発行を受ける場合の手数料を 1 件につき、現行の「300 円」から「100 円」に引き下げる。</p> <p>1 対象行政証明書</p> <p>(1) 住民票の写し (2) 印鑑登録証明書 (3) 戸籍の附票 (4) 所得証明書 (5) 課税証明書 (6) 所得課税証明書</p> <p>2 対象期間</p> <p>令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで</p> <p>施行日 令和 8 年 1 月 1 日</p>

### こども未来局

件名	概要
議案第 78 号 石垣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 子育て支援課	<p>子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、「こども誰でも通園制度」に対応した支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>事業者に対し、利用乳幼児の安全確保のための計画の策定や運営についての重要事項を定め、事業実施のために必要となる職員の配置、施設の面積及び設備の基準を規定する。</p> <p>施行日 公布の日</p>

<p>議案第 79 号 石垣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>子育て支援課</p>	<p>子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、「子ども誰でも通園制度」において新たな給付制度となる支援給付に関する基準を定める必要があるため、条例を制定する。 (主な内容) 給付制度における事業者の事業の運営に関する規定を定めるほか、特定乳児等通園支援事業に係る利用定員の設定及び利用保護者の支払に対する給付の手続に関する事項を定める。</p> <p>施行日 令和 8 年 4 月 1 日</p>
<p>議案第 80 号 石垣市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p> <p>子育て支援課</p>	<p>令和 8 年 3 月末でみやなが幼稚園及びかわはら幼稚園を閉園するため、条例を一部改正する。 (主な内容) 別表第 3 の改正規定中、みやなが幼稚園及びかわはら幼稚園の項を削る。</p> <p>施行日 公布の日</p>
<p>議案第 81 号 石垣市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例</p> <p>子育て支援課</p>	<p>いばるまこども園の新規整備により、伊原間保育所を当該施設へ移行するため、条例を一部改正する。 (主な内容) 石垣市伊原間保育所の位置を「石垣市字伊原間 20 番地 4」から「石垣市字伊原間 20 番地 15」に改める。</p> <p>施行日 公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日</p>
<p>議案第 107 号 石垣市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p> <p>子育て支援課</p>	<p>令和 7 年第 5 回石垣市議会（定例会）で議案第 44 号をもって議決された「石垣市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例」の改正規定中、石垣市立いばるまこども園の位置を改める必要があるため、当該条例を一部改正する。 (主な内容) 石垣市立いばるまこども園の位置を「石垣市字伊原間 20 番地 1」から「石垣市字伊原間 20 番地 15」に改める。</p> <p>施行日 公布の日</p>

建設部

件名	概要																																										
議案第 82 号 石垣市下水道条例の一部 を改正する条例	<p>下水道事業の持続的・安定的な運営を維持していくために、公共下水道の使用料の額を改定する等、所要の改正を行う必要があるほか、災害その他の非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の行為を行うことができる事にするため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p><b>【現行】</b></p> <p>公共下水道事業区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般 家 庭 排 水</td> <td>10 立方米まで</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11~20 立方米まで</td> <td>70円／m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>21~30 立方米まで</td> <td>80円／m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>31 立方米以上</td> <td>90円／m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>業 務 用 排 水</td> <td>基本料金</td> <td>10 立方米まで</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道の用途別(営業用、官</td> <td>11~30 立方米まで</td> <td>90円／m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公署用、共用、臨時用を含</td> <td>31~50 立方米まで</td> <td>105円／m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>めて)営業用とし、それを</td> <td>51 立方米以上</td> <td>120円／m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務排水用に適用する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>浴場排水</td> <td>1 立方米につき</td> <td>50円／m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>			種別	区分	水量	料金	一 般 家 庭 排 水	10 立方米まで	600円		11~20 立方米まで	70円／m <sup>3</sup>		21~30 立方米まで	80円／m <sup>3</sup>		31 立方米以上	90円／m <sup>3</sup>	業 務 用 排 水	基本料金	10 立方米まで	800円		水道の用途別(営業用、官	11~30 立方米まで	90円／m <sup>3</sup>		公署用、共用、臨時用を含	31~50 立方米まで	105円／m <sup>3</sup>		めて)営業用とし、それを	51 立方米以上	120円／m <sup>3</sup>		業務排水用に適用する。				浴場排水	1 立方米につき	50円／m <sup>3</sup>
種別	区分	水量	料金																																								
		一 般 家 庭 排 水	10 立方米まで	600円																																							
	11~20 立方米まで	70円／m <sup>3</sup>																																									
	21~30 立方米まで	80円／m <sup>3</sup>																																									
	31 立方米以上	90円／m <sup>3</sup>																																									
業 務 用 排 水	基本料金	10 立方米まで	800円																																								
	水道の用途別(営業用、官	11~30 立方米まで	90円／m <sup>3</sup>																																								
	公署用、共用、臨時用を含	31~50 立方米まで	105円／m <sup>3</sup>																																								
	めて)営業用とし、それを	51 立方米以上	120円／m <sup>3</sup>																																								
	業務排水用に適用する。																																										
	浴場排水	1 立方米につき	50円／m <sup>3</sup>																																								

【改正後（案）】 公共下水道事業区域			
種別	区分	従量使用料	
		基本使用料	排出汚水量
一般家庭用排水	600円	<u>1~10m<sup>3</sup></u>	<u>50円／m<sup>3</sup></u>
		<u>11~20m<sup>3</sup></u>	<u>70円／m<sup>3</sup></u>
		<u>21~30m<sup>3</sup></u>	<u>100円／m<sup>3</sup></u>
		<u>31~40m<sup>3</sup></u>	<u>130円／m<sup>3</sup></u>
		<u>41m<sup>3</sup>~</u>	<u>150円／m<sup>3</sup></u>
業務用排水 ※ 水道の用途別(営業用、官公署用、共用、臨時用)を含めて営業用として、それを業務用排水に適用する	800円	<u>1~10m<sup>3</sup></u>	<u>80円／m<sup>3</sup></u>
		<u>11~20m<sup>3</sup></u>	<u>110円／m<sup>3</sup></u>
		<u>21~30m<sup>3</sup></u>	<u>140円／m<sup>3</sup></u>
		<u>31~40m<sup>3</sup></u>	<u>170円／m<sup>3</sup></u>
		<u>41m<sup>3</sup>~</u>	<u>195円／m<sup>3</sup></u>
浴場排水		<u>1m<sup>3</sup>につき</u>	<u>50円／m<sup>3</sup></u>
下水道課	施行日 令和8年4月1日から施行する。ただし、第10条第4項の規定に関しては公布の日から施行する。		

議案第 83 号  
石垣市農業排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

農業集落排水処理施設の使用に係る使用料の額の改定を行うほか、所要の改正を行う必要があるため、条例を一部改正する。  
(主な内容)

【現行】

基本料金

種別＼区分	水量	料金
一般家庭排水	10立方メートルまで	600円
水	超過料金	70円／m <sup>3</sup>
	11～20立方メートルまで	
	21～30立方メートルまで	80円／m <sup>3</sup>
	31立方メートル以上	90円／m <sup>3</sup>
業務用排水	10立方メートルまで	800円
	水道の用途別(営業用、官公署用、共用、臨時用を含めて)営業用とし、それを業務排水用に適用する。	90円／m <sup>3</sup>
	11～30立方メートルまで	105円／m <sup>3</sup>
	31～50立方メートルまで	
	51立方メートル以上	120円／m <sup>3</sup>

【改正後（案）】 基本使用料			
種別	区分	基本使用料	従量使用料
		排出汚水量	使用料
一般家庭用排水		600円	<u>1~10m<sup>3</sup></u> <u>50円／m<sup>3</sup></u>
			<u>11~20m<sup>3</sup></u> <u>70円／m<sup>3</sup></u>
			<u>21~30m<sup>3</sup></u> <u>100円／m<sup>3</sup></u>
			<u>31~40m<sup>3</sup></u> <u>130円／m<sup>3</sup></u>
			<u>41m<sup>3</sup>~</u> <u>150円／m<sup>3</sup></u>
業務用排水 ※ 水道の用途別(営業用、官公署用、共用、臨時用)を含めて営業用とし、それを業務用排水に適用する		800円	<u>1~10m<sup>3</sup></u> <u>80円／m<sup>3</sup></u>
			<u>11~20m<sup>3</sup></u> <u>110円／m<sup>3</sup></u>
			<u>21~30m<sup>3</sup></u> <u>140円／m<sup>3</sup></u>
			<u>31~40m<sup>3</sup></u> <u>170円／m<sup>3</sup></u>
			<u>41m<sup>3</sup>~</u> <u>195円／m<sup>3</sup></u>
下水道課	施行日 令和8年4月1日		

## 水道部

件名	概要
議案第84号 石垣市水道事業給水条例の一部を改正する条例	<p>災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときに、他の市町村長等が指定した者による給水装置工事の実施を可能にするため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第10条第1項に「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法第7条の規定により置かれた水道事業の管理者含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。」を加える。</p>
施設課	施行日 公布の日

消防本部

件名	概要
議案第 85 号 石垣市火災予防条例の一部を改正する条例	<p>令和 7 年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災を受けて、「火災予防条例（例）の一部改正について」（令和 7 年 8 月 29 日付け消防予第 383 号、消防特第 159 号）が消防庁次長より通知されたことを受け、本市条例において、林野火災注意報の規定を新設する等の所要の改正を行う必要があるため、条例を一部改正する。</p> <p>（主な内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 林野火災注意報について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 林野火災注意報について規定                     <p>市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要する場合、注意報を発することができる。</p> </li> <li>(2) 火の使用の制限の努力義務について規定                     <p>林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまで区域内にある者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</p> </li> <li>(3) 対象区域の指定について規定                     <p>市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</p> </li> </ol> </li> <li>2 林野火災警報について規定             <p>市長は、林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災予防条例（例）第 29 条各号に定める火の使用制限の対象となる区域を指定することができる。</p> </li> <li>3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にした。</li> <li>(2) 消防長は、火災予防条例（例）第 45 条第 1 項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出対象となる期間及び区域を指定することができる。</li> </ol> </li> </ol>
予防課	施行日 令和 8 年 1 月 1 日

## 補正予算 7 件

### 総務部

件名	概要		
議案第 86 号 令和 7 年度石垣市一般会計補正予算(第 7 号)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 億 6,651 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 429 億 9,360 万 4 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：国庫支出金、寄附金 等</p> <p>歳出 増額：総務費、民生費 等</p> <p>減額：消防費</p>		
(単位：千円)			
財政課	補正前の額	補正額	補正後の額
	41,927,085	1,066,519	42,993,604

### 市民保健部

件名	概要		
議案第 87 号 令和 7 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,235 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 億 7,918 万 2 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：繰入金</p> <p>歳出 増額：総務費、諸支出金</p>		
(単位：千円)			
健康保険課	補正前の額	補正額	補正後の額
	6,656,829	22,353	6,679,182
議案第 88 号 令和 7 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,209 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,086 万 4 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：後期高齢者医療保険料、繰入金</p> <p>歳出 増額：総務費、後期高齢者医療広域連合納付金</p>		
(単位：千円)			
健康保険課	補正前の額	補正額	補正後の額
	608,770	42,094	650,864

福祉部

件名	概要						
議案第 89 号 令和 7 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 467 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48 億 9,316 万 8 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：一般会計繰入金 歳出 増額：委託料</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,888,497</td> <td>4,671</td> <td>4,893,168</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	4,888,497	4,671	4,893,168
補正前の額	補正額	補正後の額					
4,888,497	4,671	4,893,168					

建設部

件名	概要						
議案第 90 号 令和 7 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 3 号)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,520 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 2,273 万 7 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：けい船料、基金繰入金 歳出 増額：職員手当等、需用費、役務費、委託料</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,197,537</td> <td>25,200</td> <td>2,222,737</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	2,197,537	25,200	2,222,737
補正前の額	補正額	補正後の額					
2,197,537	25,200	2,222,737					
議案第 91 号 令和 7 年度石垣市下水道事業会計補正予算(第 1 号)	<p>収益的予算の支出においては、事業費の組替えを行い、資本的予算の収入においては、既決予定額に 737 万 6 千円を追加し、収入総額を 16 億 8,361 万円に、支出において、既決予定額に 800 万 5 千円を追加し、支出総額を 21 億 5,513 万 7 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益的予算 支出 増額：処理場費 減額：総係費、支払利息</li> <li>・資本的予算 収入 増額：他会計補助金 減額：国・県補助金</li> <li>支出 増額：建設改良費、基金積立金</li> </ul>						

## 水道部

件名	概要
議案第 92 号 令和 7 年度石垣市水道事業会計補正予算(第 3 号)  水道総務課	<p>収益的予算の収入において、他会計負担金を 417 万 1 千円増額し、収入総額を 21 億 1,527 万 4 千円とする。</p> <p>収益的支出においては、原水及び浄水費を 322 万 4 千円、総係費を 94 万 7 千円増額し、支出総額を 21 億 1,453 万 5 千円とする。</p> <p>主な内容としては、人事異動に係る人件費を補正する。また、今年度で契約満了となる各種賃借料について、次年度以降の債務負担行為を設定する。</p>

その他 14 件

## 企画部

件名	概要
議案第 93 号 公用車による散水栓カバーの破損事故に関する和解等について（追認）  企画政策課	<p>地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を経ずに行われた和解及び損害賠償額の決定について、追認議決を求める。</p> <p>（主な内容）</p> <p>1 事故名 公用車による散水栓カバーの破損事故</p> <p>2 相手方 法人</p> <p>3 事故発生年月日 令和 7 年 6 月 22 日</p> <p>4 事故発生場所 石垣空港 ANA 側関係者駐車場</p> <p>5 事案の概要 公用車による視察業務対応中、上記駐車場から移動しようとした際に、誤って左前方の植え込みに公用車を乗り上げ、設置されていた散水栓カバーを破損させた。当該事案に係る破損箇所の修繕について、相手方と和解し、損害賠償額の決定をするためには、議会の議決又は市長の専決処分のいずれかの手続を経た上で、和解及び損害賠償の額を決定すべきところ、その手続を失念したまま、和解し、損害賠償金の支払が行われたものである。</p> <p>6 和解締結日 令和 7 年 8 月 28 日</p> <p>7 損害賠償額 16,500 円</p>

福祉部

件名	概要
議案第 94 号 石垣市老人福祉センター 指定管理者の指定について 介護長寿課	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体 石垣市老人クラブ連合会 2 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

農林水産商工部

件名	概要
議案第 95 号 石垣市民の森指定管理者の指定について 農政経済課	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体 八重山森林組合 2 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)
議案第 96 号 石垣市生乳加工処理施設指定管理者の指定について 畜産課	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体 石垣島乳業協業組合 2 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)
議案第 97 号 農業基盤整備促進事業 (川平地区) の計画変更について むらづくり課	農業基盤整備促進事業 (川平地区) の計画変更については、土地改良事業計画を定めた土地改良事業の計画変更を行うためには、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を必要とする。
議案第 98 号 農業基盤整備促進事業 (大野地区) の計画変更について むらづくり課	農業基盤整備促進事業 (大野地区) の計画変更については、土地改良事業計画を定めた土地改良事業の計画変更を行うためには、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を必要とする。
議案第 99 号 石垣市伝統工芸館指定管理者の指定について 商工振興課	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体 石垣市織物事業協同組合 2 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)
議案第 100 号 石垣市公設市場指定管理者の指定について 商工振興課	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体 株式会社 石垣島物産公社 2 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

## 建設部

件名	概要
議案第 101 号 工事請負契約についての 議決内容の一部変更につ いて 〔ロートスタジアム石垣 屋根新設工事〕 都市建設課	令和 7 年第 2 回石垣市議会定例会で議案第 38 号をもって議決さ れた「ロートスタジアム石垣屋根新設工事」に係る工事請負契約に ついて、設計の一部変更に伴い、契約金額が変更となることから議 決内容の一部を変更する。 契約金額中「621,844,300 円」を「640,805,000 円」に変更する。
議案第 102 号 工事請負契約についての 議決内容の一部変更につ いて 〔クルーズターミナル新 築工事(建築 3 工区)〕 港湾課	令和 6 年第 5 回石垣市議会（臨時会）で議案第 66 号をもって議 決された「クルーズターミナル新築工事（建築 3 工区）」に係る工事 請負契約について、設計の一部変更に伴い、契約金額が変更となる ことから議決内容の一部を変更する。 契約金額中「1,285,570,000 円」を「1,340,744,900 円」に変更す る。
議案第 103 号 明石パラワールド指定管 理者の指定について 道路・施設課	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体 明石スカイレジャー振興協議会 2 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）
議案第 104 号 石垣市観光施設指定管 理者の指定について 道路・施設課	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体 （公社）石垣市シルバーハウス人材センター 2 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間）
議案第 105 号 伊野田キャンプ場指定管 理者の指定について 道路・施設課	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体 株式会社 DTAC 2 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間）

## 教育部

件名	概要
議案第 106 号 大濱信泉記念館指定管 理者の指定について 教育総務課	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体 株式会社ハブクリエイト 2 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

## 承認 1 件

### 総務部

件名	概要
承認第 7 号 専決処分の承認について [令和 7 年度石垣市一般 会計補正予算 (第 6 号) ] 財政課	地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。 (理由) 損害賠償請求（住民訴訟）事件において、弁護士委託契約を締 結する必要がある。

## 報告 2 件

### 総務部

件名	概要
報告第 20 号 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の修正について 財政課	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、9 月定例会にて報告を行った令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の一部訂正について、監査委員の意見を付けて議会に報告する。

### 教育部

件名	概要
報告第 21 号 専決処分の報告について 図書館	<p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された専決処分事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。</p> <p>1 事 故 名 公用車の事故</p> <p>2 相 手 方 沖縄県八重山土木事務所</p> <p>3 事故発生年月日 令和 7 年 10 月 19 日</p> <p>4 事故発生場所 石垣市字平久保 239 番 276 地先 県道 206 号線</p> <p>5 事故の概要 令和 7 年 10 月 19 日午後 0 時 20 分ごろ、移動図書館巡回のため、移動図書館「こつかあら号」（以下「当該車両」という。）にて県道 206 号線を平久保から白保方面に走行中、後続車両 2 台を追い越せるため左側に寄ったところ、当該車両が縁石部分に接触し、縁石上にある視線誘導標 1 個を破損させた物損事故である。 当該車両の接触報告を受け、石垣市立図書館長と沖縄県八重山土木事務所維持管理班職員の立会いで現場確認と状況説明及び謝罪を行ったところ、視線誘導標の復旧工事を行うことを条件に、示談に応じる旨の申出があったため、復旧工事に要する費用を損害賠償として相手方に支払、示談を成立させるものである。</p> <p>6 損害賠償額 13,200 円</p>